

令和5年度版

日高村出身※の方へ
Uターンを支援します

※過去5年以上日高村に
住所を有したことがある

高知県外から
日高村への

引っ越し費用を キャッシュバック



補助
金額

上限

10万円

(補助率：補助対象経費の2分の1)

日高村Uターン引越補助金

Uターン

申請手続き

日高村へ転入後、1年以内に日高村へ補助金の申請をする。
ご不明な点はお問い合わせください。



補助対象者

令和5年4月1日以降に引っ越しし、
補助金の申請日から村に5年以上定住する意思のある
Uターン者

日高村に5年以上住所を有していた者が
村外から移住することをいう。

- ・県内に住所を有していない者で、県外に1年以上居住している者
- ・村に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、住所を有する前に県外に1年以上住所を有し居住していた者
- ・県外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校若しくは専門課程を置く専修学校又は村長が認める教育機関に1年以上在学した者

※下記に該当する者は対象外

- ・村税及び県税の滞納がある者
- ・暴力団員に該当する者
- ・転勤又は入学もしくは通学の理由で日高村へ転入する者
- ・生活保護法による公的扶助を受けている者
- ・過去5年以内に当該補助金の交付を受けた者
- ・その他村長が適当でないと認める者

補助対象となる費用と補助金額

日高村への転入に係る荷物の運送に要する費用

- ・引越し事業者および運送業者への支払いに係るもの。
ただし、不要品の処分は補助対象外。
- ・補助上限：10万円（補助率：補助対象経費の2分の1）

申請書に添付する書類

- ・移住者の世帯全員の住民票
- ・申請者が、日高村で5年以上の居住歴があること及び高知県外に1年以上居住したことを確認できる戸籍の附票等
- ・依頼業者及び補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- ・世帯全員の村税及び高知県税の滞納のない証明書（高知県税の納税義務がない場合は申立書）
- ・県外の学校等に1年以上在学したことを確認できる書類の写し（対象者のみ）
- ・その他村長が必要と認める書類

【お問い合わせ】

日高村役場 企画課

電話：0889-24-5126

メール：kikaku@vill.hidaka.lg.jp